

5 疾病・障害・重度介護家計保障特約条項 新旧対比表

改定後		改定前	
5 疾病・障害・重度介護家計保障特約条項		5 疾病・障害・重度介護家計保障特約条項	
(この特約の概要)		(この特約の概要)	
(1) この特約は、下表の給付金を支払うことを主な内容とするものです。		(1) この特約は、下表の給付金を支払うことを主な内容とするものです。	
	内 容		内 容
重度 5 疾病・障害・重度介護給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、5 疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変または慢性腎不全）により所定の就業不能状態に該当したとき、または所定の障害状態もしくは所定の要介護状態になったときに、一定の期間中、月ごとに給付金を支払います。	重度 5 疾病・障害・重度介護給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、5 疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変または慢性腎不全）により所定の就業不能状態に該当したとき、または所定の障害状態もしくは所定の要介護状態になったときに、一定の期間中、月ごとに給付金を支払います。
5 疾病 初期入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、5 疾病により所定の入院または在宅療養をしたときに給付金を一時に支払います。	5 疾病初期入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、5 疾病により所定の入院をしたときに給付金を一時に支払います。
(2) この特約は、被保険者の喫煙状況に応じて保険料率を区分し、かつ、この特約の保険料払込期間中の解約返戻金をなくすることにより、それらを特約保険料に反映しています。		(2) この特約は、被保険者の喫煙状況に応じて保険料率を区分し、かつ、この特約の保険料払込期間中の解約返戻金をなくすることにより、それらを特約保険料に反映しています。	
第 1 条（用語の意義） この特約条項において使用される次の用語の意義は、それぞれ下表のとおりとします。		第 1 条（用語の意義） この特約条項において使用される次の用語の意義は、それぞれ下表のとおりとします。	
	用語		用語
キ	給付金支払期間	キ	給付金支払期間
	重度 5 疾病・障害・重度介護給付金を支払う期間（※ 1）として、この特約を締結する際に、当会社の定める取扱範囲により保険契約者の申出によって定めた期間をいいます。給付金支払期間は、その定め方に応じて次のとおりとします。なお、この特約の締結後に、給付金支払期間を変更することはで		重度 5 疾病・障害・重度介護給付金を支払う期間（※ 1）として、この特約を締結する際に、当会社の定める取扱範囲により保険契約者の申出によって定めた期間をいいます。給付金支払期間は、その定め方に応じて次のとおりとします。なお、この特約の締結後に、給付金支払期間を変更することはで

5 疾病・障害・重度介護家計保障特約条項 新旧対比表

改定後				改定前											
			きません。 <table><tr><td>年数で定めた場合</td><td>第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて当該年数を経過する日まで。ただし、当該年数を経過する日が保険期間の満了日を超える場合は、第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日まで。</td></tr><tr><td>保険期間の満了日までと定めた場合</td><td>第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日まで。</td></tr></table>	年数で定めた場合	第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて当該年数を経過する日まで。ただし、当該年数を経過する日が保険期間の満了日を超える場合は、第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日まで。	保険期間の満了日までと定めた場合	第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日まで。				きません。 <table><tr><td>年数で定めた場合</td><td>第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて当該年数を経過する日まで。ただし、当該年数を経過する日が保険期間の満了日を超える場合は、第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日まで。</td></tr><tr><td>保険期間の満了日までと定めた場合</td><td>第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日まで。</td></tr></table>	年数で定めた場合	第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて当該年数を経過する日まで。ただし、当該年数を経過する日が保険期間の満了日を超える場合は、第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日まで。	保険期間の満了日までと定めた場合	第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日まで。
年数で定めた場合	第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて当該年数を経過する日まで。ただし、当該年数を経過する日が保険期間の満了日を超える場合は、第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日まで。														
保険期間の満了日までと定めた場合	第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日まで。														
年数で定めた場合	第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて当該年数を経過する日まで。ただし、当該年数を経過する日が保険期間の満了日を超える場合は、第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日まで。														
保険期間の満了日までと定めた場合	第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日まで。														
コ	5 疾病	別表2に定める悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変または慢性腎不全をいいます。		コ	5 疾病	別表2に定める悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変または慢性腎不全をいいます。									
サ	在宅療養	<u>次の(1)および(2)の条件のすべてを満たした状態をいいます。</u> <u>(1) 医師(※2)による治療が必要であるため、医師(※2)の指示により自宅等(※3)において療養していること。(公的医療保険制度(別表9)に基づく医科診療報酬点数表(※4)により在宅患者診療・指導料(※5)の算定対象として列举されている診療行為が自宅等(※3)においてなされる場合を含みます。)</u> <u>(2) 前(1)の療養または受療に関して、医師(※2)の指示により、業務に従事することなく、自宅等(※3)において治療に専念することを必要とするものであること(※6)。</u>				(新 設)									
サ	最低支払保証期間	重度5疾病・障害・重度介護給付金を支払う最低保証年数(※1)として、この特約を締結する際に、当会社の定める取扱範囲により保険契約者の申出に		サ	最低支払保証期間	重度5疾病・障害・重度介護給付金を支払う最低保証年数(※1)として、この特約を締結する際に、当会社の定める取扱範囲により保険契約者の申出に									

5 疾病・障害・重度介護家計保障特約条項 新旧対比表

改定後			改定前		
		よって定めた期間をいいます。なお、この特約の締結後に、最低支払保証期間を変更することはできません。			よって定めた期間をいいます。なお、この特約の締結後に、最低支払保証期間を変更することはできません。
シ	支払事由	給付金を支払うことになる事象をいいます。	シ	支払事由	給付金を支払うことになる事象をいいます。
シ	就業不能状態	次の(1)または(2)のいずれかの状態をいいます。 ただし、死亡したときおよび5疾病が治癒したとき(※7)は、いかなる場合でも就業不能状態とはいいません。 (1) 5疾病の治療を目的として(※8)、病院または診療所(※9)において入院している状態。 (2) 5疾病により、医師(※2)の指示を受けて自宅等(※3)で治療に専念しており、職種を問わず、すべての業務に従事できない状態。	シ	就業不能状態	次の(1)または(2)のいずれかの状態をいいます。 ただし、死亡したときおよび5疾病が治癒したとき(※2)は、いかなる場合でも就業不能状態とはいいません。 (1) 5疾病の治療を目的として(※3)、病院または診療所(※4)において入院している状態。 (2) 5疾病により、医師(※5)の指示を受けて自宅等(※6)で治療に専念しており、職種を問わず、すべての業務に従事できない状態。
セ	生活障害状態	別表5に定める生活障害状態をいいます。	セ	生活障害状態	別表5に定める生活障害状態をいいます。
ト	特約給付金月額	給付金の支払額の基準となる金額として、この特約を締結する際に、当会社の定める取扱範囲により保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、特約給付金月額が変更された場合は、変更後の金額をいいます。	ト	特約給付金月額	給付金の支払額の基準となる金額として、この特約を締結する際に、当会社の定める取扱範囲により保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、特約給付金月額が変更された場合は、変更後の金額をいいます。
ニ	入院	医師(※2)による治療が必要であり、かつ、自宅等(※3)での治療が困難なため、病院または診療所(※9)に入り、常に医師(※2)の管理下において治療に専念することをいいます。	ニ	入院	医師(※5)による治療が必要であり、かつ、自宅等(※6)での治療が困難なため、病院または診療所(※4)に入り、常に医師(※5)の管理下において治療に専念することをいいます。
メ	免責事由	支払事由に該当しても給付金をお支払いしないことになる事象をいいます。	メ	免責事由	支払事由に該当しても給付金をお支払いしないことになる事象をいいます。
ヨ	要介護状態	次の(1)または(2)のいずれかの状態をいいます。 ただし、死亡したときならびに次の(1)および(2)の状態に該当しなくなったときは、いかなる場合でも要介護状態とはいいません。 (1) 常時寝たきり状態で、次の①に該当し、かつ、次の②～⑤のうち2項目以上に該当して他人の	ヨ	要介護状態	次の(1)または(2)のいずれかの状態をいいます。 ただし、死亡したときならびに次の(1)および(2)の状態に該当しなくなったときは、いかなる場合でも要介護状態とはいいません。 (1) 常時寝たきり状態で、次の①に該当し、かつ、次の②～⑤のうち2項目以上に該当して他人の

5 疾病・障害・重度介護家計保障特約条項 新旧対比表

改定後			改定前		
		介護を必要とする状態(※10)。 ① ベッド周辺の歩行が自分ではできない。 ② 衣服の着脱が自分ではできない。 ③ 入浴が自分ではできない。 ④ 食物の摂取が自分ではできない。 ⑤ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。 (2) 器質性認知症(別表6)と診断確定され、意識障害(別表7)のない状態において見当識障害(別表8)があり、かつ、他人の介護を必要とする状態。			介護を必要とする状態(※7)。 ① ベッド周辺の歩行が自分ではできない。 ② 衣服の着脱が自分ではできない。 ③ 入浴が自分ではできない。 ④ 食物の摂取が自分ではできない。 ⑤ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。 (2) 器質性認知症(別表6)と診断確定され、意識障害(別表7)のない状態において見当識障害(別表8)があり、かつ、他人の介護を必要とする状態。
(※1) 主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の保険金(※11)の請求を受け、その保険金(※11)を支払うこととなったこと、または給付金支払期間の開始後に主契約の全部について解約その他の消滅事由が発生したことにより、第3条(給付金の支払)(2)または(4)に該当する場合は、その規定にしたがいます。 (※2) 日本の医師の資格を持つ者をいい、顎口腔領域における疾病の診療については日本の歯科医師の資格を持つ者を含みます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。 (※3) 老人福祉法に定める有料老人ホーム等を含みます。 (※4) 「医科診療報酬点数表」とは、診療行為がなされた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 (※5) 往診料および救急搬送診療料を除きます。 (※6) 医師の指示に従わず、業務に従事し、または必要な治療を行わない場合は、対象となる在宅療養とはいいません。 (※7) 5疾病を治療したことにより、その症状が固定しまたは5疾病が認められない状態となった場合を含みます。 (※8) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とした入院」			(※1) 主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の保険金(※8)の請求を受け、その保険金(※8)を支払うこととなったこと、または給付金支払期間の開始後に主契約の全部について解約その他の消滅事由が発生したことにより、第3条(給付金の支払)(2)または(4)に該当する場合は、その規定にしたがいます。 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (※2) 5疾病を治療したことにより、その症状が固定しまたは5疾病が認められない状態となった場合を含みます。 (※3) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とした入院」		

5 疾病・障害・重度介護家計保障特約条項 新旧対比表

改定後	改定前
には該当しません。 (※9) 「病院または診療所」とは、次の①または②のいずれかに該当したものとしします。 ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者が入院するための施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。また、同法に定める介護医療院は含まれません。 ② 前①の場合と同等の日本国外にある医療施設 (削 除) (削 除) (※10) 要介護状態の(1)①～⑤までの各項目について、それぞれ次のイ. またはウ. に該当した場合に「自分ではできない」とみなします。 ① ベッド周辺の歩行 ア. 杖・装具等を使用すれば、自分でできる。 イ. 杖・装具等を使用しても、介助がなければ困難。 ウ. 介助がなければ自分では全くできない。 ② 衣服の着脱 ア. 衣服を工夫すれば、自分でできる。 イ. 衣服を工夫しても、介助がなければ困難。 ウ. 介助がなければ自分では全くできない。 ③ 入浴 ア. 浴槽等を工夫すれば、自分でできる。 イ. 浴槽等を工夫しても、介助がなければ困難。 ウ. 介助がなければ自分では全くできない。 ④ 食物の摂取 ア. 食器・食物等を工夫すれば、自分でできる。 イ. 食器・食物等を工夫しても、介助がなければ困難。 ウ. 介助がなければ自分では全くできない。 ⑤ 大小便の排泄後の拭き取り始末	には該当しません。 (※4) 「病院または診療所」とは、次の①または②のいずれかに該当したものとしします。 ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者が入院するための施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。また、同法に定める介護医療院は含まれません。 ② 前①の場合と同等の日本国外にある医療施設 (※5) <u>日本の医師の資格を持つ者をいい、顎口腔領域における疾病の診療については日本の歯科医師の資格を持つ者を含みます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。</u> (※6) <u>老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。</u> (※7) 要介護状態の(1)①～⑤までの各項目について、それぞれ次のイ. またはウ. に該当した場合に「自分ではできない」とみなします。 ① ベッド周辺の歩行 ア. 杖・装具等を使用すれば、自分でできる。 イ. 杖・装具等を使用しても、介助がなければ困難。 ウ. 介助がなければ自分では全くできない。 ② 衣服の着脱 ア. 衣服を工夫すれば、自分でできる。 イ. 衣服を工夫しても、介助がなければ困難。 ウ. 介助がなければ自分では全くできない。 ③ 入浴 ア. 浴槽等を工夫すれば、自分でできる。 イ. 浴槽等を工夫しても、介助がなければ困難。 ウ. 介助がなければ自分では全くできない。 ④ 食物の摂取 ア. 食器・食物等を工夫すれば、自分でできる。 イ. 食器・食物等を工夫しても、介助がなければ困難。 ウ. 介助がなければ自分では全くできない。 ⑤ 大小便の排泄後の拭き取り始末

5 疾病・障害・重度介護家計保障特約条項 新旧対比表

改定後	改定前												
ア. 特別の器具を使用すれば、自分でできる。 イ. 特別の器具を使用しても、介助がなければ困難。 ウ. 介助がなければ自分では全くできない。 (※11) 主契約にリビング・ニーズ特約が付加された場合で、特定状態保険金の支払により主契約が消滅したものとなるときは、その特定状態保険金を含みます。	ア. 特別の器具を使用すれば、自分でできる。 イ. 特別の器具を使用しても、介助がなければ困難。 ウ. 介助がなければ自分では全くできない。 (※8) 主契約にリビング・ニーズ特約が付加された場合で、特定状態保険金の支払により主契約が消滅したものとなるときは、その特定状態保険金を含みます。												
(中 略)	(中 略)												
第3条（給付金の支払） (1) この特約において支払う給付金は次のとおりです。 ① (略) ② 5 疾病初期入院給付金 <table border="1" data-bbox="219 799 1115 1444"> <tr> <td>支払額</td><td>特約給付金月額×2</td></tr> <tr> <td>受取人</td><td>被保険者（被保険者以外の者には変更することはできません。）</td></tr> <tr> <td>支払事由</td><td> 被保険者が次のア. およびイ. のすべての条件を満たしたとき。 ア. 前①ア. の第1回重度5 疾病・障害・重度介護給付金の支払事由(ア) a. に該当したこと。 イ. 前ア. において医師(※2)によって診断された5 疾病(※13)の治療を目的として(※14)、この特約の保険期間中に病院または診療所(※15)において入院をしたこと。 ただし、前①において医師(※2)によって診断された5 疾病(※13)を直接の原因として、この特約の保険期間中に在宅療養を開始し、かつ、その在宅療養がこの特約の保険期間中に60日を超えて(※5)継続した(※6)と、医師(※2)によって診断されたときは、前②に該当したと </td></tr> </table>	支払額	特約給付金月額×2	受取人	被保険者（被保険者以外の者には変更することはできません。）	支払事由	被保険者が次のア. およびイ. のすべての条件を満たしたとき。 ア. 前①ア. の第1回重度5 疾病・障害・重度介護給付金の支払事由(ア) a. に該当したこと。 イ. 前ア. において医師(※2)によって診断された5 疾病(※13)の治療を目的として(※14)、この特約の保険期間中に病院または診療所(※15)において入院をしたこと。 ただし、前①において医師(※2)によって診断された5 疾病(※13)を直接の原因として、この特約の保険期間中に在宅療養を開始し、かつ、その在宅療養がこの特約の保険期間中に60日を超えて(※5)継続した(※6)と、医師(※2)によって診断されたときは、前②に該当したと	第3条（給付金の支払） (1) この特約において支払う給付金は次のとおりです。 ① (略) ② 5 疾病初期入院給付金 <table border="1" data-bbox="1227 799 2123 1444"> <tr> <td>支払額</td><td>特約給付金月額×2</td></tr> <tr> <td>受取人</td><td>被保険者（被保険者以外の者には変更することはできません。）</td></tr> <tr> <td>支払事由</td><td> 被保険者が次のア. およびイ. のすべての条件を満たしたとき。 ア. 前①ア. の第1回重度5 疾病・障害・重度介護給付金の支払事由(ア) a. に該当したこと。 イ. 前ア. において医師(※2)によって診断された5 疾病(※13)の治療を目的として(※14)、この特約の保険期間中に病院または診療所(※15)において入院をしたこと。 (新 設) </td></tr> </table>	支払額	特約給付金月額×2	受取人	被保険者（被保険者以外の者には変更することはできません。）	支払事由	被保険者が次のア. およびイ. のすべての条件を満たしたとき。 ア. 前①ア. の第1回重度5 疾病・障害・重度介護給付金の支払事由(ア) a. に該当したこと。 イ. 前ア. において医師(※2)によって診断された5 疾病(※13)の治療を目的として(※14)、この特約の保険期間中に病院または診療所(※15)において入院をしたこと。 (新 設)
支払額	特約給付金月額×2												
受取人	被保険者（被保険者以外の者には変更することはできません。）												
支払事由	被保険者が次のア. およびイ. のすべての条件を満たしたとき。 ア. 前①ア. の第1回重度5 疾病・障害・重度介護給付金の支払事由(ア) a. に該当したこと。 イ. 前ア. において医師(※2)によって診断された5 疾病(※13)の治療を目的として(※14)、この特約の保険期間中に病院または診療所(※15)において入院をしたこと。 ただし、前①において医師(※2)によって診断された5 疾病(※13)を直接の原因として、この特約の保険期間中に在宅療養を開始し、かつ、その在宅療養がこの特約の保険期間中に60日を超えて(※5)継続した(※6)と、医師(※2)によって診断されたときは、前②に該当したと												
支払額	特約給付金月額×2												
受取人	被保険者（被保険者以外の者には変更することはできません。）												
支払事由	被保険者が次のア. およびイ. のすべての条件を満たしたとき。 ア. 前①ア. の第1回重度5 疾病・障害・重度介護給付金の支払事由(ア) a. に該当したこと。 イ. 前ア. において医師(※2)によって診断された5 疾病(※13)の治療を目的として(※14)、この特約の保険期間中に病院または診療所(※15)において入院をしたこと。 (新 設)												

5 疾病・障害・重度介護家計保障特約条項 新旧対比表

改定後		改定前	
	みなします。		
(※1) (略) (※2) 日本の医師の資格を持つ者をいい、顎口腔領域における疾病の診療については日本の歯科医師の資格を持つ者を含みます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。 (※3) 生検を含みます。 (※4) 病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。 (※5) <u>就業不能状態または在宅療養を開始した日</u>に該当した日からその日を含めて計算するものとします。 (※6) <u>就業不能状態または在宅療養をしている状態</u>に該当する期間の日数が連続して60日を超えることを必要とします。就業不能状態に該当する期間<u>または在宅療養を行った期間</u>が中断したときは、同一の5疾病により就業不能状態が再発した場合または在宅療養を再度行う場合であっても、その中断前後の就業不能状態<u>または在宅療養</u>は「継続した就業不能状態」または「継続した在宅療養」とはいいません。 (※7)～(※12) (略) (※13) 前7.において医師(※2)により病理組織学的所見(※3)によって診断確定(※4)された悪性新生物(別表2)を含みます。 (※14)～(※15) (略)		(※1) (略) (※2) 日本の医師の資格を持つ者をいい、顎口腔領域における疾病の診療については日本の歯科医師の資格を持つ者を含みます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。 (※3) 生検を含みます。 (※4) 病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。 (※5) 就業不能状態に該当した日からその日を含めて計算するものとします。 (※6) 就業不能状態に該当する期間の日数が連続して60日を超えることを必要とします。就業不能状態に該当する期間が中断したときは、同一の5疾病により就業不能状態が再発した場合であっても、その中断前後の就業不能状態は「継続した就業不能状態」とはいいません。 (※7)～(※12) (略) (※13) 前7.において医師(※2)により病理組織学的所見(※3)によって診断確定(※4)された悪性新生物(別表2)を含みます。 (※14)～(※15) (略)	
(2) (略) (3) 当会社が第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の請求を受け、第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金を支払うこととなったときは、第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由が生じた日より後に到来する保険料期間に対応するこの特約の保険料の払込みを必要としません。		(2) (略) (3) 当会社が第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の請求を受け、第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金を支払うこととなったときは、<u>次の①および②のとおりとします。</u> ① 第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由が生じた日より後に到来する保険料期間に対応するこの特約の保険料の払込みを必要としません。 ② <u>本条(1)②の規定にかかわらず、被保険者が第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当した日より後に5疾病初期入院給付金</u>	

5 疾病・障害・重度介護家計保障特約条項 新旧対比表

改定後	改定前
(4) (略) (5) 第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金および5疾病初期入院給付金の支払は、5疾病の種類および支払事由の如何にかかわらず、この特約の保険期間を通じてそれぞれ1回を限度とします。 (6)～(7) (略) (注1)～(注5) (略)	<u>の支払事由に該当しても、5疾病初期入院給付金を支払いません。</u> (4) (略) (5) 第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金および5疾病初期入院給付金の支払は、5疾病の種類および支払事由の如何にかかわらず、この特約の保険期間を通じてそれぞれ1回を限度とします。 (6)～(7) (略) (注1)～(注5) (略)
第4条（給付金の支払に関する補則） (1) この特約の保険期間の満了時に被保険者の就業不能状態<u>または在宅療養（以下、両者をあわせて「就業不能状態等」といいます。）</u>が60日を超えて（注1）継続していないことにより第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金<u>または5疾病初期入院給付金</u>が支払われない場合で、その後も引き続きその就業不能状態等が継続し、就業不能状態等の継続日数が60日を超えた（注1）ときは、この特約の保険期間の満了時にその就業不能状態等が60日を超えて（注1）継続したものとみなして、前条の規定を適用します。 (2)～(6) (略) (削 除) (削 除)	第4条（給付金の支払に関する補則） (1) この特約の保険期間の満了時に被保険者の就業不能状態が60日を超えて（注1）継続していないことにより第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金が支払われない場合で、その後も引き続きその就業不能状態が継続し、就業不能状態の継続日数が60日を超えた（注1）ときは、この特約の保険期間の満了時にその就業不能状態が60日を超えて（注1）継続したものとみなして、前条の規定を適用します。 (2)～(5) (略) (6) <u>当会社が5疾病初期入院給付金を支払った後に、重度5疾病・障害・重度介護給付金の請求を受け、重度5疾病・障害・重度介護給付金を支払うこととなった場合で、既に支払った5疾病初期入院給付金の支払事由が生じた日より前に被保険者が第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由に該当していたことが明らかとなったときは、当会社は、前条(1)①の規定にかかわらず、重度5疾病・障害・重度介護給付金から既に支払った5疾病初期入院給付金を差し引きます。この場合、まず第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金から差し引くこととし、差し引いた金額の累計が既に支払った5疾病初期入院給付金に達するまで、順次その次の回の重度5疾病・障害・重度介護給付金から差し引きます。</u> (7) <u>本条(6)の規定により差し引いた金額の累計が既に支払った5疾病初期入院給付金に達する前に主契約の保険金の請求を受け、その保険金を支払</u>

5 疾病・障害・重度介護家計保障特約条項 新旧対比表

改定後	改定前
(7) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人の故意または重大な過失によって、<u>就業不能状態等</u>が延長した場合には、当会社は、その影響がなかったときに相当する<u>就業不能状態等の期間</u>を認定したうえで、前条の規定を適用します。 (8)～(10) (略) (注1) <u>就業不能状態に該当した日または在宅療養を開始した日からその日を含めて計算するものとします。</u> (注2)～(注5) (略) (削 除) (注6)～(注7) (略)	<u>うこととなった場合で、第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由が生じた日より後に被保険者が主契約の保険金の支払事由に該当したときは、既に支払った5疾病初期入院給付金と本条(6)の規定により差し引いた金額(注5)との差額を既に支払ったこの特約の給付金とみなし、本条(5)の規定を準用して主契約の保険金または給付金から既に支払ったこの特約の給付金を差し引きます。</u> (8) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人の故意または重大な過失によって、就業不能状態が延長した場合には、当会社は、その影響がなかったときに相当する就業不能状態を認定したうえで、前条の規定を適用します。 (9)～(11) (略) (注1) 就業不能状態に該当した日からその日を含めて計算するものとします。 (注2)～(注4) (略) (注5) <u>被保険者が主契約の保険金の支払事由に該当した日より前に支払事由が生じた重度5疾病・障害・重度介護給付金から差し引いた金額に限り</u>ます。 (注6)～(注7) (略)
第5条（複数の事由で就業不能状態等となった場合の取扱い） 当会社は、被保険者が第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金または<u>5疾病初期入院給付金</u>の支払対象となる就業不能状態等となった時またはその就業不能状態等が継続している間に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その就業不能状態等の開始の直接の原因となった5疾病により、その就業不能状態等が継続したものとみなして、第3条（給付金の支払）(1)①7.の支払事由(7)または同条(1)②の支払事由の規定を適用します。 ① 5疾病を直接の原因として第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金または<u>5疾病初期入院給付金</u>の支払対象となる就業不能状態等となった時に、その第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由(7)またはは	第5条（複数の事由で就業不能状態となった場合の取扱い） 当会社は、被保険者が第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払対象となる就業不能状態となった時またはその就業不能状態が継続している間に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その就業不能状態の開始の直接の原因となった5疾病により、その就業不能状態が継続したものとみなして、第3条（給付金の支払）(1)①7.の支払事由(7)の規定を適用します。 ① 5疾病を直接の原因として第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払対象となる就業不能状態となった時に、その第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金の支払事由(7)の原因となる他の5疾病を併発していたと

5 疾病・障害・重度介護家計保障特約条項 新旧対比表

改定後	改定前
<u>5 疾病初期入院給付金の支払事由</u>の原因となる他の 5 疾病を併発していたとき。 ② 5 疾病を直接の原因として第 1 回重度 5 疾病・障害・重度介護給付金または<u>5 疾病初期入院給付金の支払対象となる就業不能状態等</u>が継続している間に、その第 1 回重度 5 疾病・障害・重度介護給付金の支払事由(ア)または<u>5 疾病初期入院給付金の支払事由</u>の原因となる他の 5 疾病を併発したとき。	き。 ② 5 疾病を直接の原因として第 1 回重度 5 疾病・障害・重度介護給付金の支払対象となる就業不能状態が継続している間に、その第 1 回重度 5 疾病・障害・重度介護給付金の支払事由(ア)の原因となる他の 5 疾病を併発したとき。
(中 略)	(中 略)
<u>別表 9 公的医療保険制度</u> <u>「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。</u> <u>1. 健康保険法</u> <u>2. 国民健康保険法</u> <u>3. 国家公務員共済組合法</u> <u>4. 地方公務員等共済組合法</u> <u>5. 私立学校教職員共済法</u> <u>6. 船員保険法</u> <u>7. 高齢者の医療の確保に関する法律</u>	(新 設)

(注) 条項番号および注釈番号のみの変更は記載を省略しています。